

随意契約理由書

1 案件名称

南部幹線（南加賀屋2丁目）800mm制水弁修繕工事

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本工事は、配水本管（南部幹線800mm）に設置している制水弁（V315-14E）で確認されている不具合（操作不良）について、部品の製作及び交換作業、機器調整を行い制水弁が正常に操作できるようにするものです。

当該制水弁は大島工業(株)が製造したものであり、修繕工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、既設部分と当該工事で施工する部分は、一体となって機能を発揮する関係にあることから、大島工業(株)から保守管理の業務移管をしている上記業者以外のものに施工させた場合、責任の所在が不明確となるなど著しい支障が生じるおそれがあり、機能保証が受けられなくなります。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者であります。よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

随意契約理由書

- 1 案件名称
耐震性貯水槽（港南中学校）450mm緊急遮断弁修繕工事
- 2 契約の相手方
前澤工業（株）
- 3 随意契約理由

本工事は、港南中学校に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断弁に不具合が確認されたため、緊急遮断弁及び分流管の取替えを行い、耐震性貯水槽が正常に機能するようにするものです。

当該緊急遮断弁は、平成8年度に「港南中学校耐震性貯水槽設置工事」において耐震性貯水槽の付属設備として設置されたものです。設置工事の受注者は川崎製鉄株式会社（現 JFE スチール株式会社）であり、緊急遮断弁については前澤工業株式会社製緊急遮断弁を使用しています。

当該緊急遮断弁は、上記業者が独自に開発し、製品化したものであり、その修繕はその他の業者では知り得ない設計・製作基準を必要とします。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者であります。よって、上記業者と契約を締結します。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）